

衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料の訂正表（第2次）

令和元年5月24日に公表した衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料に関し、以下のとおり訂正します。
 なお、令和元年5月24日付けで公表している入札説明書・同添付資料には訂正が反映されていませんので、必ずこの訂正表を参照してください。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料－I 事業契約書（案）		目次	第29条（瑕疵担保）	第29条（本施設の不具合）
資料－I 事業契約書（案）	7	第29条	<p>（瑕疵担保）</p> <p>第29条 衆議院は、業務提供開始日までに、事業者が本契約に基づいて維持管理・運営業務を実施できるように、本施設を使用することができる状態にするほか、第3項ないし第5項に規定する場合以外は本施設に関する瑕疵担保責任を負担しないものとする。</p> <p>2 事業者は、衆議院が事業者に対して本事業の入札手続において書面により提供した本施設の情報及び現場確認の機会（以下、本条において「前記情報等」という。）から、合理的に推測できる本施設の瑕疵については、自らの責任及び費用において必要な対策を講じなければならない。衆議院は、前記情報等から合理的に推測できる本施設の瑕疵に起因して発生した損害については、補償しないものとする。</p> <p>3 前記情報等から合理的に推測できなかった本施設の瑕疵により、事業者が本施設を業務提供開始予定日から事業期間の終了日までの日程により維持管理・運営できなかった場合又は増加費用を負担した場合、衆議院はこれにより事業者が被った損害又は増加費用を、合理的な範囲で事業者に対して補償する。</p> <p>4 衆議院から提供された前記情報等から合理的に推測できなかった本施設の瑕疵担保責任の請求期間は、業務提供開始日から1年間とする。</p> <p>5 衆議院は、第3項による場合のほか、業務提供開始日まで本施設を管理する責任を負い、本施設の状況が、本契約締結時の状態と比較して悪化した場合（通常予想される性能劣化等を除く。）には、事業者に対して、かかる状況を告知するものとする。この場合、衆議院は、事業者が被った損害又は増加費用を、合理的な範囲で事業者に対して補償するものとする。ただし、かかる状況悪化の修補の方法、内容等は、衆議院と事業者が協議により定めるものとする。</p>	<p>（本施設の不具合）</p> <p>第29条 衆議院は、業務提供開始日までに、事業者が本契約に基づいて維持管理・運営業務を実施できるように、本施設を使用することができる状態にする。</p> <p>2 事業者は、維持管理・運営業務の実施において、本施設の不具合を発見した場合には、速やかに衆議院に報告するとともに、対応について協議する。</p>
資料－I 事業契約書（案）	12	第45条	事業者は、福利厚生業務を行うに当たっては、当該業務が公共施設を利用した業務であることに充分留意し、これにふさわしい内容、品位及び秩序を保持することに努めなければならない。	事業者は、福利厚生業務を行うに当たっては、当該業務が公共施設を利用した業務であることに十分留意し、これにふさわしい内容、品位及び秩序を保持することに努めなければならない。

資料Ⅰ 事業契約書（案）	25	別紙 2		56 本施設の不具合 「衆議院新議員会館整備等事業」において整備された衆議院議員会館の施工に伴う、当該事業の「事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定された構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）」に生じた瑕疵に相当する不具合をいう。
資料Ⅵ 基本協定書（案）		第7条第4項	<p>落札者は、本協定に関して次の各号の一に該当したときは、事業契約が締結される前であれば事業契約を締結しないことができ、事業契約が締結された後であれば事業契約を解除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 落札者（役員、従業員、代理人その他の者を含む。以下同じ。）について、刑法第96条の6若しくは第198条に規定する刑又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第89条第1項に規定する刑が確定したとき。 二 落札者若しくは落札者が構成事業者である事業者団体について、独占禁止法第95条第1項第一号又は第二号に規定する刑が確定したとき。 三 公正取引委員会が、落札者に対し独占禁止法第7条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同条第18項若しくは第21項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき（落札者が構成事業者である事業者団体について第8条の3の規定により第7条の2第1項及び第18項が準用される場合についても同様とする。）。 四 公正取引委員会が落札者又は落札者が構成事業者である事業者団体に対し独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項又は第20条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。 	<p>衆議院は、本協定に関して次の各号の一に該当したときは、事業契約が締結される前であれば事業契約を締結しないことができ、事業契約が締結された後であれば事業契約を解除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本事業に関し、落札者（役員、従業員、代理人その他の者を含む。以下同じ。）について、刑法第96条の6若しくは第198条に規定する刑又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第89条第1項に規定する刑が確定したとき。 二 本事業に関し、落札者若しくは落札者が構成事業者である事業者団体について、独占禁止法第95条第1項第一号又は第二号に規定する刑が確定したとき。 三 本事業に関し、公正取引委員会が、落札者に対し独占禁止法第7条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同条第18項若しくは第21項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき（落札者が構成事業者である事業者団体について第8条の3の規定により第7条の2第1項及び第18項が準用される場合についても同様とする。）。 四 本事業に関し、公正取引委員会が落札者又は落札者が構成事業者である事業者団体に対し独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項又は第20条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

資料VI 基本協定書（案）	4	第13条第2項	<p>第7条第4項第一号又は第二号の規定に該当し、かつ次の各号の規定のいずれかに該当するときは、落札者は前項の金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第7条第4項第三号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。 二 第7条第4項第一号又は第二号に規定する刑に係る確定判決において、落札者のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。 三 落札者が衆議院に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。 	<p>第7条第4項第一号又は第二号の規定に該当し、かつ次の各号の規定のいずれかに該当するときは、落札者は前項の金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として衆議院が指定する期日までに衆議院に支払わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第7条第4項第三号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。 二 第7条第4項第一号又は第二号に規定する刑に係る確定判決において、落札者のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。 三 落札者が衆議院に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。 																																								
資料III 提出書類の記載要領	様式15-3 添付①	財務計画 事業費の内訳 (収入計画)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th colspan="2" style="text-align: center;">事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20px;">ア</td> <td>維持管理・運営業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>維持管理業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>維持管理費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修繕費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清掃費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運営業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運営業務費</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>その他の費用</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度		ア	維持管理・運営業務費		維持管理業務費		維持管理費		修繕費		清掃費		運営業務費		運営業務費	イ	その他の費用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th colspan="2" style="text-align: center;">事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20px;">ア</td> <td>維持管理・運営業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>維持管理業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>維持管理費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修繕費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清掃費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運営業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受付業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>駐車場管理・警備業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受付・駐車場管理・警備業務以外の運営業務費</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>その他の費用</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度		ア	維持管理・運営業務費		維持管理業務費		維持管理費		修繕費		清掃費		運営業務費		受付業務費		駐車場管理・警備業務費		受付・駐車場管理・警備業務以外の運営業務費	イ	その他の費用
事業年度																																												
ア	維持管理・運営業務費																																											
	維持管理業務費																																											
	維持管理費																																											
	修繕費																																											
	清掃費																																											
	運営業務費																																											
	運営業務費																																											
イ	その他の費用																																											
事業年度																																												
ア	維持管理・運営業務費																																											
	維持管理業務費																																											
	維持管理費																																											
	修繕費																																											
	清掃費																																											
	運営業務費																																											
	受付業務費																																											
	駐車場管理・警備業務費																																											
	受付・駐車場管理・警備業務以外の運営業務費																																											
イ	その他の費用																																											
資料III 提出書類の記載要領	様式15-3 添付②	財務計画 事業収支計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20px;">費用</th> <th>営業費用（適宜追加のこと）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>維持管理業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>維持管理費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修繕費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清掃費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運営業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者の一般管理費</td> </tr> </tbody> </table>	費用	営業費用（適宜追加のこと）		維持管理業務費		維持管理費		修繕費		清掃費		運営業務費		事業者の一般管理費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20px;">費用</th> <th>営業費用（適宜追加のこと）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>維持管理業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>維持管理費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修繕費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清掃費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運営業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受付業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>駐車場管理・警備業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受付・駐車場管理・警備業務以外の運営業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者の一般管理費</td> </tr> </tbody> </table>	費用	営業費用（適宜追加のこと）		維持管理業務費		維持管理費		修繕費		清掃費		運営業務費		受付業務費		駐車場管理・警備業務費		受付・駐車場管理・警備業務以外の運営業務費		事業者の一般管理費						
費用	営業費用（適宜追加のこと）																																											
	維持管理業務費																																											
	維持管理費																																											
	修繕費																																											
	清掃費																																											
	運営業務費																																											
	事業者の一般管理費																																											
費用	営業費用（適宜追加のこと）																																											
	維持管理業務費																																											
	維持管理費																																											
	修繕費																																											
	清掃費																																											
	運営業務費																																											
	受付業務費																																											
	駐車場管理・警備業務費																																											
	受付・駐車場管理・警備業務以外の運営業務費																																											
	事業者の一般管理費																																											

資料Ⅲ 提出書類の記載要領	様式15-3 添付④	財務計画 維持管理・運営 業務費、その他 費用内訳	<table border="1"> <tr><td>事業年度</td></tr> <tr><td>運營業務費</td></tr> <tr><td> 運営費</td></tr> <tr><td> 受付業務費用</td></tr> <tr><td> 健管理業務費用</td></tr> <tr><td> 仕器・備品運用管理業務費用</td></tr> <tr><td> 駐車場管理業務費用</td></tr> <tr><td> 会議諸室管理業務費用</td></tr> <tr><td> 国会健康センター管理業務費用</td></tr> <tr><td> 全般管理業務費用</td></tr> <tr><td> 選挙関連事務等支援業務費用</td></tr> <tr><td> 警備業務費用</td></tr> <tr><td> ※1</td></tr> </table>	事業年度	運營業務費	運営費	受付業務費用	健管理業務費用	仕器・備品運用管理業務費用	駐車場管理業務費用	会議諸室管理業務費用	国会健康センター管理業務費用	全般管理業務費用	選挙関連事務等支援業務費用	警備業務費用	※1	<table border="1"> <tr><td>事業年度</td></tr> <tr><td>運營業務費</td></tr> <tr><td> 受付業務費</td></tr> <tr><td> 受付業務費用</td></tr> <tr><td> 駐車場管理・警備業務費</td></tr> <tr><td> 駐車場管理業務費用</td></tr> <tr><td> 警備業務費用</td></tr> <tr><td> 受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務費</td></tr> <tr><td> 健管理業務費用</td></tr> <tr><td> 仕器・備品運用管理業務費用</td></tr> <tr><td> 会議諸室管理業務費用</td></tr> <tr><td> 国会健康センター管理業務費用</td></tr> <tr><td> 全般管理業務費用</td></tr> <tr><td> 選挙関連事務等支援業務費用</td></tr> <tr><td> ※1</td></tr> </table>	事業年度	運營業務費	受付業務費	受付業務費用	駐車場管理・警備業務費	駐車場管理業務費用	警備業務費用	受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務費	健管理業務費用	仕器・備品運用管理業務費用	会議諸室管理業務費用	国会健康センター管理業務費用	全般管理業務費用	選挙関連事務等支援業務費用	※1					
事業年度																																					
運營業務費																																					
運営費																																					
受付業務費用																																					
健管理業務費用																																					
仕器・備品運用管理業務費用																																					
駐車場管理業務費用																																					
会議諸室管理業務費用																																					
国会健康センター管理業務費用																																					
全般管理業務費用																																					
選挙関連事務等支援業務費用																																					
警備業務費用																																					
※1																																					
事業年度																																					
運營業務費																																					
受付業務費																																					
受付業務費用																																					
駐車場管理・警備業務費																																					
駐車場管理業務費用																																					
警備業務費用																																					
受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務費																																					
健管理業務費用																																					
仕器・備品運用管理業務費用																																					
会議諸室管理業務費用																																					
国会健康センター管理業務費用																																					
全般管理業務費用																																					
選挙関連事務等支援業務費用																																					
※1																																					
資料Ⅳ PFI事業費の算定 及び支払方法	1	(1) PFI 事 業費の内訳	<table border="1"> <tr> <td>運營業務費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・受付業務費用 ・健管理業務費用 ・仕器・備品運用管理業務費用 ・駐車場管理業務費用 ・会議諸室管理業務費用 ・国会健康センター管理業務費用 ・全般管理業務費用 ・選挙関連事務等支援業務費用 ・警備業務費用 (福利厚生業務費用に係るものを除く。) </td> </tr> </table>	運營業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・受付業務費用 ・健管理業務費用 ・仕器・備品運用管理業務費用 ・駐車場管理業務費用 ・会議諸室管理業務費用 ・国会健康センター管理業務費用 ・全般管理業務費用 ・選挙関連事務等支援業務費用 ・警備業務費用 (福利厚生業務費用に係るものを除く。)	<p>「表1 本事業のPFI事業費の構成」の表内の運營業務費の内訳の訂正</p> <table border="1"> <tr> <td>運營業務費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・受付業務費用 ・駐車場管理・警備業務費用 ・警備業務費用 ・受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務費 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・受付業務費用 ・駐車場管理業務費用 ・警備業務費用 ・健管理業務費用 ・仕器・備品運用管理業務費用 ・会議諸室管理業務費用 ・国会健康センター管理業務費用 ・全般管理業務費用 ・選挙関連事務等支援業務費用 (福利厚生業務費用に係るものを除く。) </td> </tr> </table>	運營業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・受付業務費用 ・駐車場管理・警備業務費用 ・警備業務費用 ・受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・受付業務費用 ・駐車場管理業務費用 ・警備業務費用 ・健管理業務費用 ・仕器・備品運用管理業務費用 ・会議諸室管理業務費用 ・国会健康センター管理業務費用 ・全般管理業務費用 ・選挙関連事務等支援業務費用 (福利厚生業務費用に係るものを除く。)																												
運營業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・受付業務費用 ・健管理業務費用 ・仕器・備品運用管理業務費用 ・駐車場管理業務費用 ・会議諸室管理業務費用 ・国会健康センター管理業務費用 ・全般管理業務費用 ・選挙関連事務等支援業務費用 ・警備業務費用 (福利厚生業務費用に係るものを除く。)																																				
運營業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・受付業務費用 ・駐車場管理・警備業務費用 ・警備業務費用 ・受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・受付業務費用 ・駐車場管理業務費用 ・警備業務費用 ・健管理業務費用 ・仕器・備品運用管理業務費用 ・会議諸室管理業務費用 ・国会健康センター管理業務費用 ・全般管理業務費用 ・選挙関連事務等支援業務費用 (福利厚生業務費用に係るものを除く。)																																			
資料Ⅳ PFI事業費の算定 及び支払方法	4	(2) 維持管 理・運營業務費 及びその他の費 用の物価変動に 基づく改定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内訳</th> <th>使用する指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 維持管理業務費</td> <td>維持管理費</td> <td>「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>「建設物価指数月報」：建築費指数/標準指数/事務所SRC工事原価（建設物価調査会）</td> </tr> <tr> <td>清掃費</td> <td>「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）</td> </tr> <tr> <td>運營業務費</td> <td>運營業務費</td> <td>「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）</td> </tr> <tr> <td>②その他の費用</td> <td></td> <td>「企業向けサービス価格指数」－その他の専門サービス（消費税抜、物価指数月報・日銀調査統計局）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内訳	使用する指標	① 維持管理業務費	維持管理費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）	修繕費	「建設物価指数月報」：建築費指数/標準指数/事務所SRC工事原価（建設物価調査会）	清掃費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）	運營業務費	運營業務費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）	②その他の費用		「企業向けサービス価格指数」－その他の専門サービス（消費税抜、物価指数月報・日銀調査統計局）	<p>「表2 使用する指標」の表内の運營業務費の内訳の訂正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内訳</th> <th>使用する指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 維持管理業務費</td> <td>維持管理費</td> <td>「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>「建設物価指数月報」：建築費指数/標準指数/事務所SRC工事原価（建設物価調査会）</td> </tr> <tr> <td>清掃費</td> <td>「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運營業務費</td> <td>受付業務費</td> <td rowspan="2">「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）</td> </tr> <tr> <td>駐車場管理・警備業務費</td> </tr> <tr> <td>②その他の費用</td> <td></td> <td>「企業向けサービス価格指数」－その他の専門サービス（消費税抜、物価指数月報・日銀調査統計局）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内訳	使用する指標	① 維持管理業務費	維持管理費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）	修繕費	「建設物価指数月報」：建築費指数/標準指数/事務所SRC工事原価（建設物価調査会）	清掃費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）	運營業務費	受付業務費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）	駐車場管理・警備業務費	②その他の費用		「企業向けサービス価格指数」－その他の専門サービス（消費税抜、物価指数月報・日銀調査統計局）
項目	内訳	使用する指標																																			
① 維持管理業務費	維持管理費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）																																			
	修繕費	「建設物価指数月報」：建築費指数/標準指数/事務所SRC工事原価（建設物価調査会）																																			
	清掃費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）																																			
運營業務費	運營業務費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）																																			
②その他の費用		「企業向けサービス価格指数」－その他の専門サービス（消費税抜、物価指数月報・日銀調査統計局）																																			
項目	内訳	使用する指標																																			
① 維持管理業務費	維持管理費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）																																			
	修繕費	「建設物価指数月報」：建築費指数/標準指数/事務所SRC工事原価（建設物価調査会）																																			
	清掃費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）																																			
運營業務費	受付業務費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）																																			
	駐車場管理・警備業務費																																				
②その他の費用		「企業向けサービス価格指数」－その他の専門サービス（消費税抜、物価指数月報・日銀調査統計局）																																			

資料Ⅶ 業績等の監視及び改善要求措置要領	6	(2) 減額算定及び罰則点の付与のための区分	<table border="1" data-bbox="835 256 1551 336"> <tr> <td data-bbox="835 256 1103 336">運營業務費</td> <td data-bbox="1103 256 1551 336">運營業務に係る要求水準未達成(ただし、福利厚生業務に係るものを除く。)</td> </tr> </table>	運營業務費	運營業務に係る要求水準未達成(ただし、福利厚生業務に係るものを除く。)	<p data-bbox="1567 166 2280 224">「表1. 支払区分及び対象となる事象」の表内の運營業務費の内訳の訂正</p> <table border="1" data-bbox="1582 229 2290 430"> <tr> <td data-bbox="1582 229 1849 274">受付業務費</td> <td data-bbox="1849 229 2290 274">受付業務に係る要求水準未達成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1582 274 1849 318">駐車場管理・警備業務費</td> <td data-bbox="1849 274 2290 318">駐車場管理・警備業務に係る要求水準未達成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1582 318 1849 430">受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務費</td> <td data-bbox="1849 318 2290 430">受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務に係る要求水準未達成(ただし、福利厚生業務に係るものを除く。)</td> </tr> </table>	受付業務費	受付業務に係る要求水準未達成	駐車場管理・警備業務費	駐車場管理・警備業務に係る要求水準未達成	受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務費	受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務に係る要求水準未達成(ただし、福利厚生業務に係るものを除く。)																
運營業務費	運營業務に係る要求水準未達成(ただし、福利厚生業務に係るものを除く。)																											
受付業務費	受付業務に係る要求水準未達成																											
駐車場管理・警備業務費	駐車場管理・警備業務に係る要求水準未達成																											
受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務費	受付・駐車場管理・警備業務以外の運營業務に係る要求水準未達成(ただし、福利厚生業務に係るものを除く。)																											
資料Ⅶ 業績等の監視及び改善要求措置要領	8	(4) 重大な事象以外の事象の評価(エネルギー使用量等の評価を除く。)	<table border="1" data-bbox="861 564 1490 910"> <thead> <tr> <th data-bbox="861 564 924 641"></th> <th data-bbox="924 564 1238 641"></th> <th data-bbox="1238 564 1490 641">業務不履行支払区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="861 641 924 707">A</td> <td data-bbox="924 641 1238 707">改善勧告を行った場合の罰則点 (下記Bに該当しない場合)</td> <td data-bbox="1238 641 1490 707">1点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="861 707 924 865">B</td> <td data-bbox="924 707 1238 865">改善勧告を行った場合の罰則点 (当該業務不履行が、当期又は前2期の支払期内に発生した「重大な事象」以外の業務不履行と同一の支払区分に属する場合)</td> <td data-bbox="1238 707 1490 865">3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="861 865 924 910">C</td> <td data-bbox="924 865 1238 910">再改善勧告を行った場合の罰則点</td> <td data-bbox="1238 865 1490 910">3点</td> </tr> </tbody> </table>			業務不履行支払区分	A	改善勧告を行った場合の罰則点 (下記Bに該当しない場合)	1点	B	改善勧告を行った場合の罰則点 (当該業務不履行が、当期又は前2期の支払期内に発生した「重大な事象」以外の業務不履行と同一の支払区分に属する場合)	3点	C	再改善勧告を行った場合の罰則点	3点	<p data-bbox="1567 496 2280 553">「表2. 改善勧告等を行った場合の罰則点」の表内の業務不履行支払の訂正</p> <table border="1" data-bbox="1638 557 2249 946"> <thead> <tr> <th data-bbox="1638 557 1702 634"></th> <th data-bbox="1702 557 2007 634"></th> <th data-bbox="2007 557 2249 634">業務不履行支払区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1638 634 1702 700">A</td> <td data-bbox="1702 634 2007 700">改善勧告を行った場合の罰則点 (下記Bに該当しない場合)</td> <td data-bbox="2007 634 2249 700">1点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 700 1702 903">B</td> <td data-bbox="1702 700 2007 903">改善勧告を行った場合の罰則点 (当該業務不履行が、以前に発生した「重大な事象以外の事象」と同一の内容(以下「重大な事象以外の事象の再発」という。)で、これが過去1年以内に認められる場合)</td> <td data-bbox="2007 700 2249 903">1点+(重大な事象以外の事象の再発回数×1点)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 903 1702 946">C</td> <td data-bbox="1702 903 2007 946">再改善勧告を行った場合の罰則点</td> <td data-bbox="2007 903 2249 946">5点</td> </tr> </tbody> </table>			業務不履行支払区分	A	改善勧告を行った場合の罰則点 (下記Bに該当しない場合)	1点	B	改善勧告を行った場合の罰則点 (当該業務不履行が、以前に発生した「重大な事象以外の事象」と同一の内容(以下「重大な事象以外の事象の再発」という。)で、これが過去1年以内に認められる場合)	1点+(重大な事象以外の事象の再発回数×1点)	C	再改善勧告を行った場合の罰則点	5点
		業務不履行支払区分																										
A	改善勧告を行った場合の罰則点 (下記Bに該当しない場合)	1点																										
B	改善勧告を行った場合の罰則点 (当該業務不履行が、当期又は前2期の支払期内に発生した「重大な事象」以外の業務不履行と同一の支払区分に属する場合)	3点																										
C	再改善勧告を行った場合の罰則点	3点																										
		業務不履行支払区分																										
A	改善勧告を行った場合の罰則点 (下記Bに該当しない場合)	1点																										
B	改善勧告を行った場合の罰則点 (当該業務不履行が、以前に発生した「重大な事象以外の事象」と同一の内容(以下「重大な事象以外の事象の再発」という。)で、これが過去1年以内に認められる場合)	1点+(重大な事象以外の事象の再発回数×1点)																										
C	再改善勧告を行った場合の罰則点	5点																										